

令和 2 年 4 月 1 6 日
在デンマーク日本国大使館

主としてフェロー諸島在住の日本人のみなさまへ
フェロー諸島封鎖の段階的解除（新型コロナウイルス関連情報）

4月16日、フェロー諸島自治政府は、ホームページ上において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための封鎖を4月20日から段階的に解除する旨発表しました。概要は以下のとおりです。（同内容は4月8日にフェロー語で発表されたものです。）

（自治政府ホームページ（英語））

<https://www.government.fo/en/news/news/easing-restrictions/>

1 教育機関

（1）デイケア

デイケアは4月20日から再開する。子どもを自宅に留めておきたい両親はそうようにできる。

（2）プレスクールと小学校

プレスクール児童と小学校1～3年生は4月20日から通常の授業に戻る。出席は強制ではなく、子どもを自宅に留めておきたい両親はそうようにできる。

放課後レクリエーション・センターも4月20日から再開する。

4～10年生は引き続き在宅学習となる。9年生と10年生は今夏の修了試験は行われない。

（3）高校と高等教育

高校の最終学年については、いくつかの授業が4月20日から再開する。

高校の他の学年の授業は引き続きリモートで行われる。

クラクスヴィーク市の技術カレッジ及びトースハウン市のグラシール校の職業訓練クラスは4月20日から再開する。

フェロー諸島大学の生徒と職員は引き続きリモートで授業する。可能な範囲で全ての試験を夏に行う計画である。

2 病院

感染リスクを削減するための措置が引き続き4月末までとられる。

このことは患者にとって、緊急でない手続きや検査は延期されることを意味する。

保健当局は現在、より多くの人に治療を提供するために少しずつ医療サービスを再開するための方策について検討を行っている。

3 社会サービス

社会サービス当局は社会の最も脆弱な人々について責任を負っている。公的指針に従って、感染リスクを最小限にするための特別な注意を払いながら、活動を少しずつ再開することが重要である。

4 スポーツ

スポーツイベントはコントロールされた条件のもと、5月9日から再開可能である。はじめは、室内のウインター・スポーツと屋外のサマー・スポーツとも、観客なしで行うことが推奨される。

5 公務員

公的セクターの業務は可能な限り通常通り継続すべきである。このことは、感染予防のガイドラインに従いつつ、市民とビジネスのためのサービスが通常通り提供されるべきであることを意味する。在宅勤務が可能な公務員は可能な限りこれを継続する。

6 民間セクター

民間セクターの一部は活動を再開する。その場合、コロナウイルス拡散防止のための全ての公的指針が引き続き守られることが重要である。

7 宗教生活

教会とその他の活動は引き続き物理的に集まることなくアレンジされることを推奨する。

8 バー、レストラン、施設

バー、レストラン、施設は引き続き22時以降は営業しないよう推奨する。

9 旅行

全てのフェロー諸島発着の旅行は引き続き制限される。

<当館からのお願い>

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryo.ji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト
(デンマーク語)

www.coronasmitte.dk

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ(過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryo.ji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届(3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更(転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)、または帰国・転出等があればお知らせください。